

民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 605 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(3) 調査実人員

初任給関係 523 人（行政職に相当する調査実人員 441 人）、初任給関係以外の調査職種 5,852 人（行政職に相当する調査実人員 4,985 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、40,115 人であり、このうち、行政職に相当するものは 29,330 人である。）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を人事院が統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 11 層に層化し、これらの層から 121 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第 15 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員は全て除外した。

5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 15 表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模				
	規 模 計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満
産 業 計	事業所 111	事業所 30	事業所 18	事業所 15	事業所 48
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業、 建 設 業	2	2	—	—	—
製 造 業	70	9	12	13	36
電 気・ガ ス・熱 供 給・ 水 道 業、情 報 通 信 業、 運 輸 業 , 郵 便 業	11	4	—	—	7
卸 売 業 , 小 売 業	5	2	2	1	—
金 融 業 , 保 険 業、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	3	1	1	—	1
教 育 , 学 習 支 援 業、 医 療 , 福 祉、サ ー ビ ス 業	20	12	3	1	4

- 注 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が 1 所、調査不能の事業所が 9 所あった。
- 2 調査対象事業所 121 所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 1 所を除いた 120 所に占める調査完了事業所から調査完了事業所 111 所の割合（調査完了率）は、92.5%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

第16表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上および本表 3規模100人以上 500人未満の対応 級欄参照のこと。
大学卒	6	54.0	773,611	1,536	772,075		
短大卒	6	54.0	773,611	1,536	772,075		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	13	55.6	812,598	1,138	811,460	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	11	56.0	850,251	0	850,251		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	54.0	666,220	5,561	660,659		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	158	54.7	705,642	6,800	698,842	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	118	54.7	715,365	6,195	709,170		
短大卒	12	53.9	624,518	0	624,518		
高校卒	27	55.4	704,107	12,707	691,400		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術部長	176	53.2	759,755	27,168	732,587	同 上	同 上
大学卒	142	53.1	779,527	17,415	762,112		
短大卒	13	54.7	711,179	124,062	587,117		
高校卒	20	53.2	653,340	34,606	618,734		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	31	54.2	643,781	38,520	605,261	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級専 門職 中間職(部長－課長間)	同 上
大学卒	23	54.7	654,845	50,218	604,627		
短大卒	4	54.9	601,846	8,691	593,155		
高校卒	4	50.8	618,834	0	618,834		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	22	52.5	655,145	70,139	585,006	同 上	同 上
大学卒	15	51.4	707,423	93,426	613,997		
短大卒	2	55.8	527,445	0	527,445		
高校卒	5	54.2	570,604	38,243	532,361		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	293	51.4	610,018	27,232	582,786	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	同 上
大学卒	189	50.5	621,810	24,173	597,637		
短大卒	25	52.3	558,088	38,049	520,039		
高校卒	76	53.3	596,759	32,437	564,322		
中学卒	3	53.4	605,364	33	605,331		
技術課長	398	48.7	647,507	44,951	602,556	同 上	同 上
大学卒	273	48.1	667,910	32,875	635,035		
短大卒	38	50.1	622,767	105,306	517,461		
高校卒	83	50.1	587,009	60,764	526,245		
中学卒	4	48.5	580,500	25,078	555,422		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表 2 規模500人以上および本表 3 規模100人以上500人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	105	50.1	579,552	70,505	509,047		
短大卒	73	48.2	645,665	86,443	559,222		
高校卒	9	54.1	452,337	50,654	401,683		
中学卒	22	54.2	436,457	34,340	402,117		
	X	X	X	X	X		
技術課長代理	44	50.2	569,361	12,996	556,365	同 上	同 上
大学卒	25	47.5	593,857	3,878	589,979		
短大卒	7	50.4	645,511	22,654	622,857		
高校卒	11	54.7	498,874	25,927	472,947		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係長	349	47.9	479,606	57,772	421,834	係の長および係長級専門職	同 上
大学卒	175	46.9	505,427	63,232	442,195		
短大卒	59	48.3	445,798	45,955	399,843		
高校卒	110	49.2	454,854	54,577	400,277		
中学卒	5	52.4	507,233	86,537	420,696		
技術係長	500	44.1	530,077	83,560	446,517	同 上	同 上
大学卒	332	43.1	538,518	82,438	456,080		
短大卒	57	46.2	502,609	88,592	414,017		
高校卒	108	47.7	508,450	86,729	421,721		
中学卒	3	46.3	383,416	63,756	319,660		
事務主任	215	44.6	382,573	42,975	339,598	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
大学卒	94	40.7	399,533	54,169	345,364		
短大卒	56	46.5	342,348	24,733	317,615		
高校卒	64	48.8	393,598	42,132	351,466		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	250	41.7	457,064	78,575	378,489	同 上	同 上
大学卒	136	37.2	431,997	70,831	361,166		
短大卒	27	48.1	422,992	76,023	346,969		
高校卒	85	46.8	502,892	89,844	413,048		
中学卒	2	45.8	566,957	131,558	435,399		
事務係員	1,309	38.9	384,770	41,852	342,918		同 上
大学卒	707	35.6	408,608	48,595	360,013		
短大卒	203	43.2	348,925	32,799	316,126		
高校卒	396	43.8	352,451	31,970	320,481		
中学卒	3	44.5	373,813	59,006	314,807		
技術係員	1,116	37.7	417,062	61,996	355,066		同 上
大学卒	640	34.1	420,207	68,588	351,619		
短大卒	139	40.5	416,789	55,453	361,336		
高校卒	327	44.3	409,809	50,662	359,147		
中学卒	10	47.3	428,941	48,706	380,235		

注 3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9級
大学卒	5	55.2	770,145	1,973	768,172		
短大卒	5	55.2	770,145	1,973	768,172		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	11	56.2	839,817	0	839,817	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	10	56.6	869,882	0	869,882		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	118	54.6	746,192	8,002	738,190	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	95	54.5	753,480	6,148	747,332		
短大卒	7	54.8	624,190	0	624,190		
高校卒	16	55.5	755,393	22,060	733,333		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	141	53.8	791,031	33,370	757,661	同 上	同 上
大学卒	122	53.7	802,319	20,041	782,278		
短大卒	9	55.9	738,453	173,626	564,827		
高校卒	10	53.3	702,256	64,768	637,488		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	26	54.8	680,097	45,470	634,627	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級專 門職 中間職(部長－課長間)	同 上
大学卒	20	55.6	683,780	57,990	625,790		
短大卒	3	57.2	669,739	0	669,739		
高校卒	3	47.9	664,157	0	664,157		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	18	52.7	688,179	88,930	599,249	同 上	同 上
大学卒	13	51.9	757,646	113,794	643,852		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	4	53.2	532,365	47,500	484,865		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	215	51.6	656,740	32,420	624,320	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 7級、8 級
大学卒	145	50.6	668,252	27,224	641,028		
短大卒	15	53.4	651,067	46,720	604,347		
高校卒	53	53.8	624,305	44,352	579,953		
中学卒	2	56.0	705,930	50	705,880		
技術課長	280	48.4	682,864	55,645	627,219	同 上	同 上
大学卒	215	47.7	692,360	36,769	655,591		
短大卒	21	49.7	693,008	151,477	541,531		
高校卒	43	50.8	629,569	101,720	527,849		
中学卒	X	X	X	X	X		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 5 級、6 級
大学卒	75	47.1	701,710	99,507	602,203		
短大卒	61	46.2	717,670	100,495	617,175		
高校卒	6	54.6	524,907	101,480	423,427		
中学卒	7	51.0	681,424	99,868	581,556		
	X	X	X	X	X		
技術課長代理	33	49.2	626,297	2,072	624,225	同 上	同 上
大学卒	23	46.8	610,836	161	610,675		
短大卒	6	51.6	680,089	10,456	669,633		
高校卒	4	58.0	636,188	1,169	635,019		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	226	48.8	514,366	61,820	452,546	係の長および係長級専門職	行政職 3 級、4 級
大学卒	123	47.5	533,100	67,468	465,632		
短大卒	36	49.7	499,693	57,283	442,410		
高校卒	65	51.1	482,834	52,787	430,047		
中学卒	2	56.7	471,207	30,796	440,411		
技術係長	360	43.8	540,288	83,876	456,412	同 上	同 上
大学卒	262	43.0	544,553	82,033	462,520		
短大卒	33	46.1	529,871	98,134	431,737		
高校卒	65	48.0	517,230	88,761	428,469		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	139	45.4	388,494	36,179	352,315	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2 級（一部は 3 級、4 級）
大学卒	60	41.7	405,699	44,130	361,569		
短大卒	35	47.1	349,106	22,124	326,982		
高校卒	43	49.2	396,752	35,594	361,158		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	153	42.0	476,595	79,649	396,946	同 上	同 上
大学卒	82	36.8	433,255	64,489	368,766		
短大卒	14	47.2	454,778	91,336	363,442		
高校卒	55	48.4	542,711	97,285	445,426		
中学卒	2	45.8	566,957	131,558	435,399		
事務係員	862	39.2	407,984	44,356	363,628		行政職 1 級
大学卒	501	35.7	428,916	50,155	378,761		
短大卒	127	45.8	378,306	37,172	341,134		
高校卒	231	45.0	366,844	32,052	334,792		
中学卒	3	44.5	373,813	59,006	314,807		
技術係員	700	37.4	424,414	63,863	360,551		同 上
大学卒	409	33.2	427,636	71,885	355,751		
短大卒	82	41.2	409,955	51,877	358,078		
高校卒	205	45.2	422,301	50,326	371,975		
中学卒	4	48.9	474,690	59,228	415,462		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員 50 人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7 級、8 級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	2	52.9	688,371	6,331	682,040	構成員 50 人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	40	55.0	606,722	3,869	602,853	2 課以上または構成員 20 人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	23	55.3	592,938	6,348	586,590		
短大卒	5	52.9	624,920	0	624,920		
高校卒	11	55.2	634,433	0	634,433		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術部長	35	50.8	626,183	677	625,506	同 上	同 上
大学卒	20	49.5	638,250	1,138	637,112		
短大卒	4	51.7	642,908	0	642,908		
高校卒	10	53.1	597,215	0	597,215		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	5	51.2	472,435	5,726	466,709	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級專 門職 中間職 (部長 - 課長間)	同 上
大学卒	3	49.2	467,893	0	467,893		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	4	52.0	531,845	0	531,845	同 上	同 上
大学卒	2	49.1	477,043	0	477,043		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	78	50.9	491,419	14,063	477,356	2 係以上または構成員 10 人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 5 級、6 級
大学卒	44	50.5	481,592	14,963	466,629		
短大卒	10	51.0	450,926	28,054	422,872		
高校卒	23	51.9	534,916	5,685	529,231		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長	118	49.6	534,554	10,789	523,765	同 上	同 上
大学卒	58	49.6	551,192	14,286	536,906		
短大卒	17	50.8	490,210	18,174	472,036		
高校卒	40	49.1	524,665	771	523,894		
中学卒	3	49.1	565,309	31,937	533,372		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4 級
大学卒	30	55.3	373,203	21,515	351,688		
短大卒	12	56.0	371,775	32,991	338,784		
高校卒	3	53.7	381,686	1,173	380,513		
中学卒	15	55.0	372,540	17,242	355,298		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	11	52.7	438,615	38,083	400,532	同 上	同 上
大学卒	2	53.5	451,114	35,125	415,989		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	7	53.0	432,055	37,974	394,081		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係長	123	46.2	416,643	50,440	366,203	係の長および係長級専門職	行政職 3 級
大学卒	52	45.2	432,869	52,124	380,745		
短大卒	23	46.5	371,605	30,360	341,245		
高校卒	45	46.9	419,747	56,824	362,923		
中学卒	3	49.8	528,474	119,402	409,072		
技術係長	140	45.1	487,662	82,246	405,416	同 上	同 上
大学卒	70	43.3	497,445	85,191	412,254		
短大卒	24	46.2	460,673	73,914	386,759		
高校卒	43	47.2	494,099	83,409	410,690		
中学卒	3	46.3	383,416	63,756	319,660		
事務主任	76	43.4	373,097	53,852	319,245	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2 級 (一部は 3 級)
大学卒	34	39.3	389,977	69,726	320,251		
短大卒	21	45.7	332,763	28,432	304,331		
高校卒	21	48.1	387,768	54,219	333,549		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	97	41.2	418,893	76,476	342,417	同 上	同 上
大学卒	54	38.0	429,552	83,161	346,391		
短大卒	13	49.2	382,785	56,653	326,132		
高校卒	30	43.2	416,288	73,662	342,626		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	447	38.4	332,403	36,203	296,200		行政職 1 級
大学卒	206	35.5	345,056	43,715	301,341		
短大卒	76	38.9	300,626	25,609	275,017		
高校卒	165	42.0	331,919	31,853	300,066		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	416	38.7	397,349	56,993	340,356		同 上
大学卒	231	36.7	397,870	58,674	339,196		
短大卒	57	38.9	431,107	62,945	368,162		
高校卒	122	42.1	379,554	51,477	328,077		
中学卒	6	45.1	370,236	35,204	335,032		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	
研 究 所 長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
研究部（課）長	63	49.8	665,423	7,391	658,032	2室（係）以上または構成員7人以上の部（課）の長
研究室（係）長	58	41.4	511,007	32,670	478,337	構成員3人以上の室（係）の長
主 任 研 究 員	84	39.4	435,250	36,255	398,995	下記研究員より上位の者 （研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長および研究室（係）長を除く。）
研 究 員	117	31.6	348,377	29,771	318,606	
研 究 補 助 員	13	33.4	320,851	22,508	298,343	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	
病院長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	部下に医師または歯科医師5人以上
副 院 長	4	59.8	1,294,994	190,354	1,104,640	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	23	57.1	1,288,164	306,195	981,969	部下に医師または歯科医師1人以上
医 師	30	35.0	1,002,444	258,867	743,577	
歯 科 医 師	2	30.0	733,032	130,828	602,204	
薬 局 長	2	56.0	530,626	21,785	508,841	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	29	36.4	488,514	58,220	430,294	
診療放射線技師	31	40.8	516,818	65,376	451,442	
臨床検査技師	33	39.8	463,816	32,459	431,357	
栄 養 士	13	37.0	395,497	31,268	364,229	
理 学 療 法 士	20	39.7	418,904	2,288	416,616	
作 業 療 法 士	14	41.9	357,686	5,925	351,761	
総 看 護 師 長	8	55.6	539,323	33,987	505,336	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	40	51.3	509,437	54,727	454,710	部下に看護師または准看護師5人以上
看 護 師	99	43.7	478,687	31,228	447,459	
准 看 護 師	13	44.7	321,121	34,515	286,606	

その４ 教育関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和８年４月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
大 学 学 部 長	人 9	歳 57.4	円 1,014,732	円 66,740	円 947,992	
大 学 教 授	64	54.8	989,958	64,008	925,950	
大 学 准 教 授	44	45.5	837,327	42,268	795,059	
大 学 講 師	14	44.8	744,386	59,418	684,968	
大 学 助 教	3	56.5	779,657	0	779,657	
高等学校校長	X	X	X	X	X	
高等学校教頭	4	50.0	885,979	9,034	876,945	
高等学校教諭	26	44.3	723,077	25,616	697,461	

その５ 技能・労務関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和８年４月分平均支給額			備 考
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
電 話 交 換 手	人 2	歳 57.5	円 478,061	円 15,591	円 462,470	
守 衛	2	58.0	496,482	68,719	427,763	

その６ 再雇用者（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和８年４月分平均支給額			備 考
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事務・技術部長	人 10	歳 62.4	円 673,070	円 0	円 673,070	
事務・技術次長	8	63.2	472,950	2,947	470,003	
事務・技術課長	17	63.1	458,752	0	458,752	
事務・技術課長代理	6	63.3	699,121	29,030	670,091	
事務・技術係長	24	62.3	374,239	28,658	345,581	
事務・技術主任	5	62.3	425,308	46,238	379,070	
事務・技術係員	272	62.8	331,179	32,558	298,621	

第17表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(令和8年4月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満
新卒事務員・技術者計		円	円	円
	大 学 卒	245,481	252,549	235,259
	短 大 卒	230,327	231,542	※ 228,919
	高 校 卒	211,590	211,257	212,073
	新 卒 事 務 員	大 学 卒	244,057	238,406
		短 大 卒	※ 224,266	※ 209,550
		高 校 卒	209,096	※ 219,118
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	262,824	231,887
		短 大 卒	※ 240,726	※ 246,128
		高 校 卒	212,411	210,656
新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 299,009	※ 299,009	-
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	X	X	-
準 新 卒 医 師	大 学 卒	-	-	-
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	X	X	-
準新卒診療放射線技師	大 学 卒	X	X	-
新 卒 栄 養 士	大 学 卒	-	-	-
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	※ 266,493	X	X
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	-	-	-

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、令和7年度中に資格免許を取得し、令和8年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については、令和5年3月または令和6年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和8年4月までの間に採用された者（令和7年4月採用者を除く）に限っている。

3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第18表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	割 合
支給する	49.3%
支給しない	50.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の中位階層	32,000 円以上 33,000 円未満

第19表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

支給する	支給方法		支給しない
	一時金	一時金以外	
%	%	%	%
94.2	72.3	68.1	5.8

注1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

支給する	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	支給しない
%	%	%	%	%	%	%	%
82.3	(20.0)	(47.1)	(6.8)	(19.7)	(6.3)	16.0	17.7

注1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

3 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第20表 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1) 上半期 (A2)	403,289 414,268	324,341 335,629
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	946,931 965,615	571,048 620,460
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1) 上半期 (B2/A2) 年間計	2.35 2.33 4.68	1.76 1.85 3.61
年間の平均		4.68	

注1 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第 21 表 民間における初任給の改定状況

学 歴		企業規模	項 目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
					増 額	据置き	減 額	
大学卒	規模計		%	%	%	%	%	
	500 人以上		34.9	(87.5)	(12.5)	－	65.1	
	100 人以上 500 人未満		40.8	(91.0)	(9.0)	－	59.2	
高校卒	規模計		28.2	(81.8)	(18.2)	－	71.8	
	500 人以上		23.4	(88.2)	(11.8)	－	76.6	
	100 人以上 500 人未満		24.7	(89.4)	(10.6)	－	75.3	
			22.0	(86.6)	(13.4)	－	78.0	

注 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 22 表 民間における給与改定の状況

その 1 ベース改定の実施状況

役職段階	企業規模	項 目				ベース改定の慣行なし
		ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン		
係 員	規模計	%	%	%	%	%
	500 人以上	86.7	3.7	0.0	9.5	
	100 人以上 500 人未満	93.7	0.0	0.0	6.3	
課長級	規模計	78.5	8.1	0.0	13.4	
	500 人以上	82.6	6.1	0.0	11.4	
	100 人以上 500 人未満	89.6	2.1	0.0	8.3	
		74.7	10.5	0.0	14.9	

注 1 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

その2 定期昇給の実施状況

項 目 役職段階 企業規模		定期昇給制 度あり	定期昇給実 施	定期昇給額・率は昨年に比べて			定期昇給 中止	定期昇給制度 なし
				増額	減額	変化なし		
係 員	規模計	% 92.1	% 92.1	% 29.3	% 5.8	% 57.0	% 0.0	% 7.9
	500 人以上	95.2	95.2	30.9	4.6	59.7	0.0	4.8
	100 人以上 500 人未満	87.8	87.8	27.0	7.6	53.1	0.0	12.2
課長級	規模計	84.3	83.1	25.3	4.7	53.1	1.2	15.7
	500 人以上	88.9	88.9	29.0	4.8	55.1	0.0	11.1
	100 人以上 500 人未満	78.1	75.2	20.1	4.6	50.5	2.9	21.9

注1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
52.0 %	48.0 %	46.2 %	53.8 %	42.6 %	57.4 %

第24表 民間における定年制の状況等

その1 定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	68.3 %	31.7 %	- %

注1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

その2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	給与減額あり	60歳で減額		給与減額なし
		%	%	
課 長 級	70.9		55.6	29.1
非 管 理 職	65.7		44.9	34.3

注1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（その3において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

その3 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
78.1 %	76.0 %

注 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。